

令和2年度（第10回）自治体災害対策全国会議
パネルディスカッション第2部「災害時に誰一人取り残さない地域づくり」
令和2年11月13日

【報告②】

防災と福祉の連携による 避難体制づくり

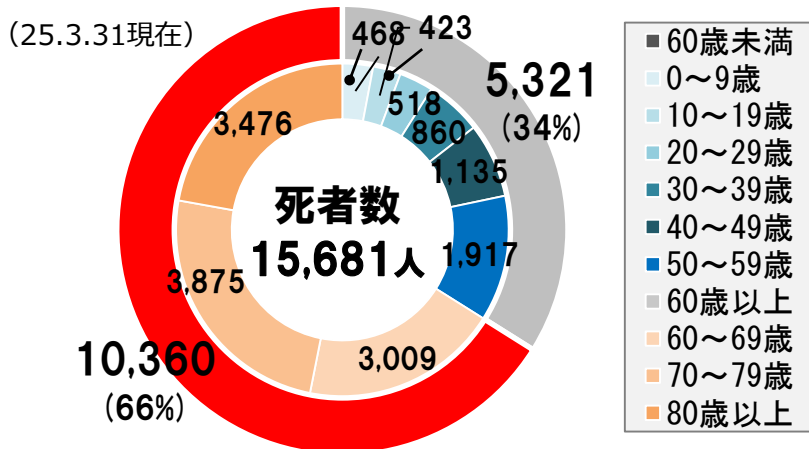


兵庫県 企画県民部 災害対策局長
松 久 士 朗

01 近年の災害における高齢者等の被害状況

東日本大震災

■ 60歳以上の高齢者の犠牲者数が全体の**66%**

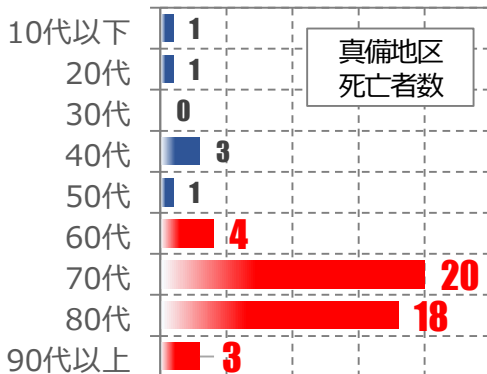


■ 宮城県では障害者の死亡率が全体の**約2.4倍**

| | 被災地人口 | 死者数 | 死亡率 | 障害者死亡倍率 |
|-----|-------------------|----------|-------|---------|
| | (下段はいずれも障害者手帳所持者) | | | |
| 岩手県 | 205,437 人 | 5,722 人 | 2.8 % | 1.25 倍 |
| | 12,178 人 | 429 人 | 3.5 % | |
| 宮城県 | 946,593 人 | 10,437 人 | 1.1 % | 2.36 倍 |
| | 43,095 人 | 1,099 人 | 2.6 % | |
| 福島県 | 522,155 人 | 2,670 人 | 0.5 % | 0.80 倍 |
| | 31,230 人 | 130 人 | 0.4 % | |
| 計 | 1,674,185 人 | 18,829 人 | 1.1 % | 1.73 倍 |
| | 86,503 人 | 1,658 人 | 1.9 % | |

平成30年7月豪雨災害

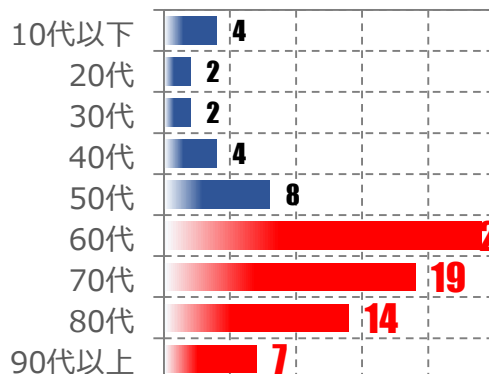
- 死者の**88%**が60歳以上の在宅高齢者（真備地区）
- 地域との接点のなく、避難場所の小学校の場所すら知らなかった知的障害者母子が死亡（同）



死亡した障害者母子
(出典：NHKホームページ)

令和元年東日本台風（台風第19号）災害

- 死者の**76%**が60歳以上の在宅高齢者（1都13県）
- 自宅で死亡した34名のうち、79%が60歳以上（同）
- 屋外死者50名のうち、車での移動中が半数超



水没した自動車
(出典：読売新聞ホームページ)

02 ひょうご防災減災推進条例 (H29.3施行)

条例で定める各主体の取組事項 (第2条～第6条)

| | |
|---------|--|
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 県民等が行う耐震等防災減災のための活動の支援 ■ 防災減災に関する研究等の支援 ■ 市町が行う防災減災の取組を促進する事業 等 |
| 市 町 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 指定避難所の指定及び整備等を行う事業 ■ 避難行動要支援者名簿の情報を自主防災組織等に提供するための法制上の措置等の実施 ■ 避難行動要支援者や配慮を要する者への支援事業 等 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 災害時の事業継続等に必要な措置を定めた計画の策定 ■ 災害復旧等に要する物資等提供のための協定締結 ■ 災害時の従業員のボランティア活動の促進 等 |
| 自主防災組織等 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 地区防災計画の提案及び防災減災活動の実施 ■ 個別支援計画の策定及び防災訓練 等 |
| 県民等 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 災害時のボランティア活動 ■ 互いに支え合う地域社会づくりに資する活動 等 |

(市町の取組)

第3条 市町は、防災減災の取組を推進するため次に掲げる事業に取り組むものとする。〔略〕

2 〔略〕

3 市町は、災害の発生に備え、自主防災組織等〔略〕に対し避難行動要支援者の法第49条の11第1項に規定する名簿情報を提供するため、**同条第2項ただし書に規定する特別の定めを設ける条例を制定する等法制上の措置その他の必要な措置を行うものとする。**

【災害対策基本法等に定める規定】

名簿情報で事前の外部利用が認められるのは、

- ①本人の同意がある
- ②市町村の条例で外部利用を認めている
- ③市町村の個人情報保護審議会で、公益上の必要があるとして外部利用が認められる

原則提供型 〔明石市〕

第3条 市長は、災害の発生に備え、〔略〕避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。この場合においては、名簿情報を提供することについて**避難行動要支援者の同意を得ることを要しない。**

2 前項の規定にかかわらず、市長は、避難行動要支援者が、規則で定める方法により、名簿情報の提供の拒否を申し出たときは、当該避難行動要支援者に係る名簿情報を提供することができない。

事前照会型 〔豊岡市〕

第6条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。

2 前項の規定による名簿情報の提供は、**本人の同意を得た上で行わなければならない。**ただし、〔略〕**本人により不同意の意思が明示されなかったときは、本人の同意を得ているものとして取り扱うものとする。**

ハイブリッド型 〔長野県茅野市〕

第22条 市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、長野県警察、諏訪広域消防、〔略〕民生委員、社会福祉法人茅野市社会福祉協議会、自主防災組織その他避難支援等の実施に携わる関係者として規則で定めるものに対し、避難行動要支援者名簿に記載された情報〔略〕を提供するものとする。この場合において、**長野県警察、諏訪広域消防及び民生委員へ提供する場合に限り、名簿情報を提供することについて本人〔略〕の同意を得ることを要しないものとする。**

豊岡市災害時要援護者名簿に関する条例
(29.12.26施行)

香美町避難行動要援護者情報の提供に関する条例
(30.9.14施行)

養父市条例 (R2予定)

佐用町個人情報保護審議会答申【公益情報】
(26.2答申)

姫路市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例
(31.4.1施行)

たつの市個人情報保護審議会答申【公益情報】
(20.8答申)

高砂市個人情報保護審議会答申【公益情報】
(22.11答申)

明石市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例
(28.9.1施行)

対応済 **13** 市町、対応予定 **2** 市
(令和2年1月31日現在)

朝来市避難行動要支援者名簿に関する条例
(R1.7.1施行)

宍粟市条例 (未定)

福崎町避難行動要支援者名簿に関する条例
(30.9.28施行)

加東市避難行動要支援者名簿に関する条例
(29.4.1施行)

三田市避難行動要支援者名簿に関する条例
(27.1.1施行)

加古川市避難行動要支援者名簿情報提供に関する条例
(30.4.1施行)

神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例
(25.4.1施行)

1 仙台防災枠組や障害者差別解消法の施行等を踏まえた改訂

災害時要援護者による防災減災対策への参画等、災害時要援護者本位の支援の重要性を強調

2 市町や地域の現状を踏まえた改訂

個別支援計画策定過程における福祉専門職の参画等、防災と福祉の連携強化を明記

3 ひょうご防災減災推進条例の趣旨を踏まえた改訂

避難行動要支援者名簿の提供を推進するための市町条例の制定や個別支援計画の策定促進、家族や地域等の役割を明確化

4 熊本地震の課題を踏まえた改訂

避難支援時だけでなく、避難後の生活も含め、災害時要援護者の震災等関連死を防ぐための総合的な支援の強化を明記

(平成29年9月改訂)

**災害時要援護者本位の支援の推進**

- 防災減災対策の意思決定過程への要援護者本人の参画の推進と災害時における社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供
- 災害時ケアマネジメントの視点に基づく、事前準備から災害時の避難、避難後の生活までを含めた総合的な支援

「つながりを守る」支え合い社会の実現

- 定期的な状況確認や近隣住民への支援依頼等要援護者の自助を推進するための家族等の役割の明確化
- 老老介護や強度行動障害等家族だけでは対応が難しい場合の地域等による共助・公助を組み合わせた最適な支援の推進

防災と福祉の連携強化

- 個別支援計画の作成過程等への福祉専門職の参画
- 福祉専門職に対する防災知識習得のための研修の実施
- 福祉施設見学や研修・訓練を通じた避難支援者の技術・技能向上と福祉に対する理解力の向上
- 市町における地域ケア会議、自立支援協議会等を活用した平時からの防災分野と福祉分野の意見・情報交換

「助かった命を守り、震災等関連死を防ぐ」被災者支援の強化

- 全被災者を対象とした調査（被災者ローラー作戦）等による災害発生時の速やかな要援護者の安否確認・ニーズ調査・必要な支援の提供
- 平常時から災害時まで切れ目なく利用できる医療・介護サービス等地域の包括的な支援体制の構築
- 疎外感・孤独感に伴う身体的機能の低下等を防ぐための要援護者本人と地域コミュニティとの繋がり維持等の留意

避難体制の確立

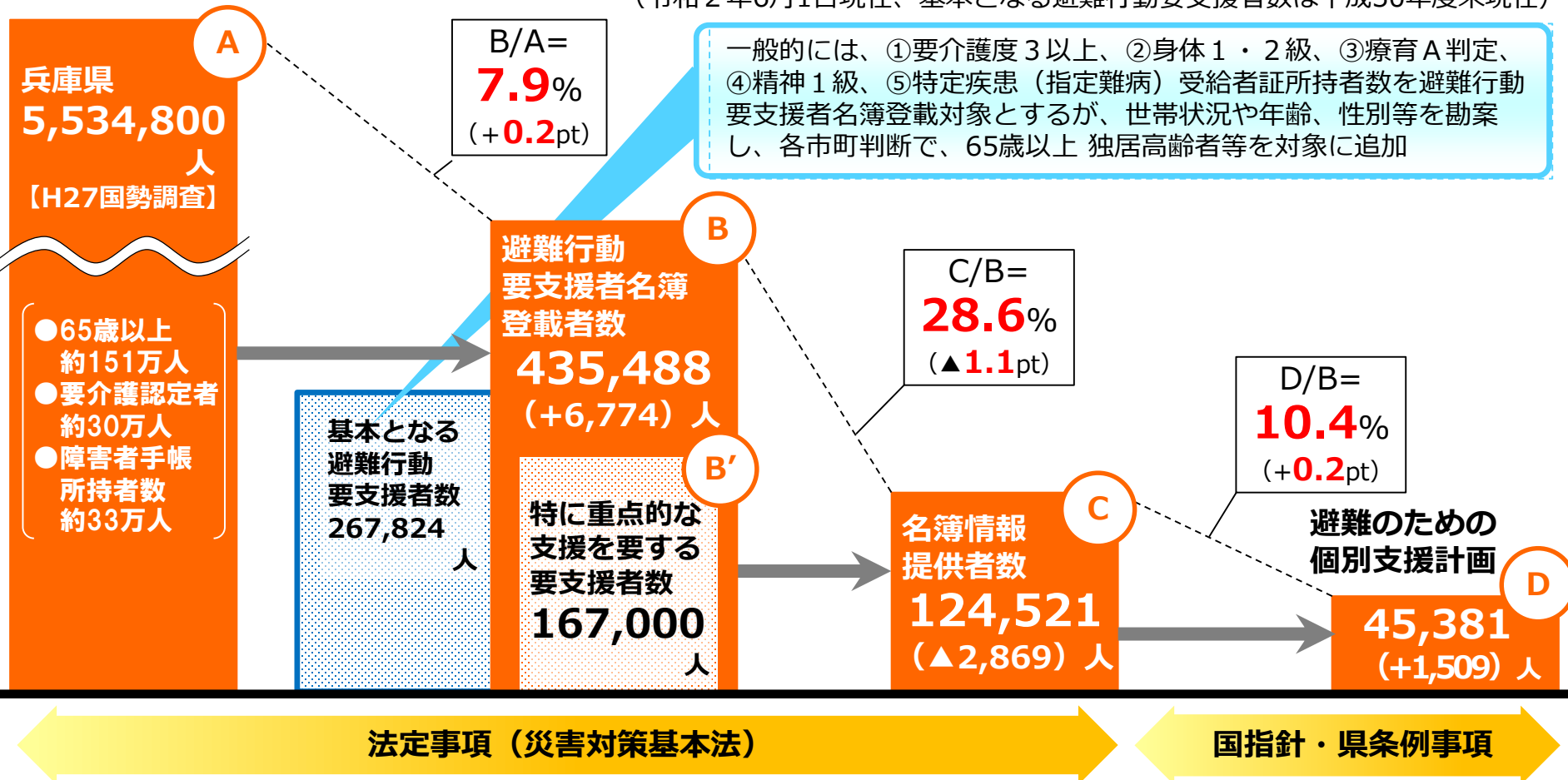
- 市町条例の制定等を通じた関係者間における平時からの避難行動要支援者名簿情報の共有の促進
- 避難のための個別支援計画等の作成の促進
- マンション管理組合との連携、外国人居住者向けの避難所生活ルールブックの作成等地域特性に応じた対応の工夫

みんなで災害に立ち向かう意識の醸成

- 備蓄の確保や困った時に声を上げられる強さの醸成等要援護者自身による平時の備えと意識の強化
- 地域一丸での避難訓練、電柱への海拔・津波高表示等防災減災を推進する県民活動の実践

05 本県の避難行動要支援者の状況

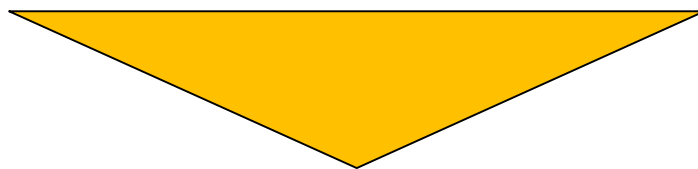
(令和2年6月1日現在、基本となる避難行動要支援者数は平成30年度末現在)



一般的には、①要介護度3以上、②身体1・2級、③療育A判定、④精神1級、⑤特定疾患（指定難病）受給者証所持者数を避難行動要支援者名簿登載対象とするが、世帯状況や年齢、性別等を勘案し、各市町判断で、65歳以上 独居高齢者等を対象に追加

※1 特に重点的な支援を要する要支援者数については、基本となる避難行動要支援者数から社会福祉施設入所者数と病院入院者数（推計値）を除去したもの
 ※2 個別支援計画作成数には、在宅人工呼吸器装着者に対して作成される「災害対応マニュアル」の作成数を含む。

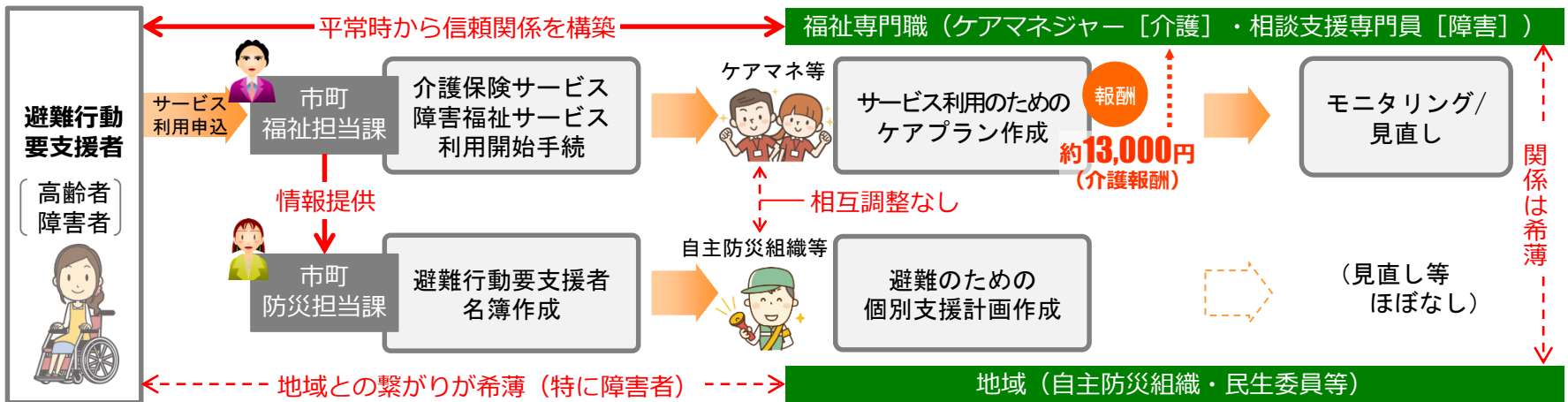
- 市町の防災担当と福祉担当の連携不足
- 地域の支援者（自主防災組織・民生委員等）の高齢化
- 地域住民のつながりの希薄化
- 要支援者本人・家族の防災意識の不足
- 福祉専門職（ケアマネジャー等）の防災知識の不足



防災分野の人（市町防災部局・自主防災組織・民生委員等）と
福祉分野の人（市町福祉部局・福祉事業所・福祉専門職）が
連携して要支援者の避難を支援する仕組みが必要

07 防災と福祉の連携促進モデル事業

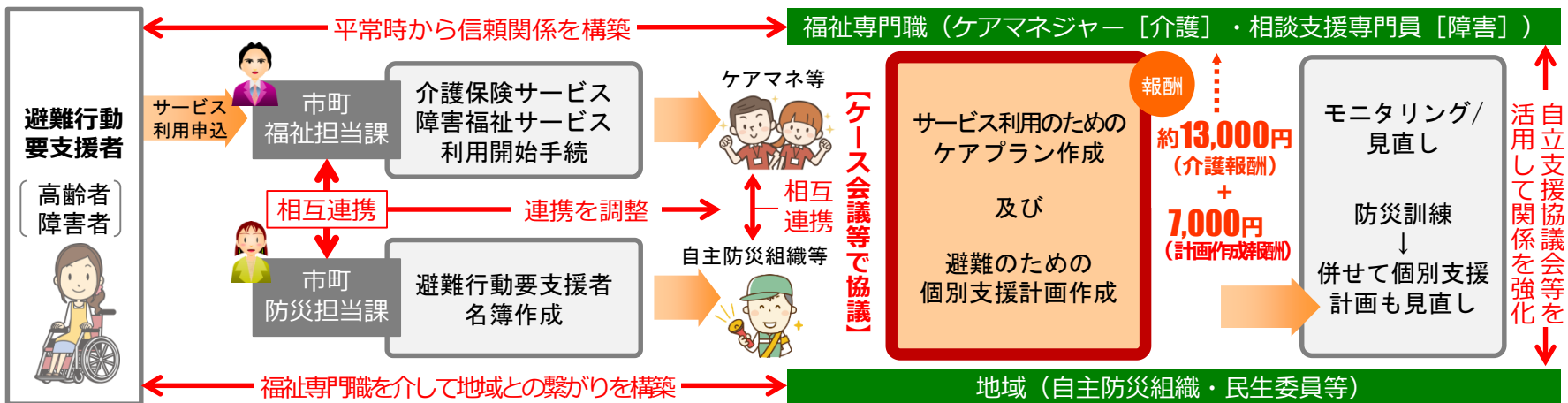
現行の仕組み



県条例上、個別支援計画の作成は自主防災組織等の役割と規定されているが、①**地域 (自主防災組織等) に福祉に精通した者が乏しい**、②**要支援者 (特に障害者) と地域の接点が希薄化している**ため、地域だけでは計画作成が難しい。

③0

兵庫県モデル事業



福祉専門職による平常時のケアプラン等作成に合わせて、**自主防災組織等が福祉専門職の協力を得ながら個別支援計画を作成すること**で、平常時・災害時を連続的にとらえた実効性の高い包括的な支援が可能になる。

I 事前準備

II アセスメント

III 個別支援計画作成

ステップ1

対象地区・
対象者選定・
連絡調整

行

■ ■
対象となる自主防災組織を選定
当該自主防災組織内で、計画作成対象者
となる高齢者・障害者を選定

ステップ2

福祉専門職
防災力
向上研修

福

■
福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援
専門員等）に対し、災害リスク等に関す
る講義や個別支援計画作成演習を実施
【県主催で実施（県内10箇所）】

ステップ3

福祉理解
研修
（住民勉強会）

防

行

■
対象となる自主防災組織及び住民に、
障害特性等を学ぶ福祉理解研修を実施
【各市町で実施】

ステップ4

当事者力
アセスメント
〔1回〕

福

行

■
**本人の自助力（地域の災害リスクの理
解・平常時の備え・いざという時の行動
の自信等）を確認**
自助で満たせない支援ポイントを明確化

ステップ5

地域力
アセスメント
〔1回〕

防

福

行

■
**地域の支援力（利用可能なインフォーマ
ル資源・近隣関係、日中の若手住民数、
避難支援資機材の準備状況等）を調査**
利用可能なフォーマル資源（病院、利用
中の事業所等）を確認

ステップ6

調整会議
（ケース会議）
〔1回〕

防

福

行

■
対象者の支援関係者が集まり、個々の避
難支援に関する方針等を協議
自主防災組織・ケアマネジャー等が中心
となり、**個別支援計画を作成** ↓ 本人同
意（文書）

ステップ7

計画の
検証・改善

防

福

行

■ ■
対象者を含めた防災訓練を実施
訓練時で明らかになった課題を踏まえ
個別支援計画を検証・修正

必要に応じてこれらの過程は簡略化等することが可能



市町職員対象研修

〔コーディネート能力の向上等〕



住民福祉理解研修

〔障害や認知症等の理解〕

福祉専門職対象
防災対応力向上研修

ケース（調整）会議

〔個別支援計画の作成〕



要支援者防災訓練

〔個別支援計画の検証〕

01 福祉専門職対象防災対応力向上研修

- 計画作成の対象者を担当する**ケアマネジャー・相談支援専門員等**が対象
- 演習を中心に構成し、修了者には**県防災監名の修了証発行**

昨年度 開催実績

- 県内**7**会場・計**10**回開催 9:55～16:30
(5/28神戸,6/4姫路,6/11篠山,6/18神戸,7/5豊岡, 8/1加古川,8/19姫路, 9/2洲本, 9/12神戸,12/11三田)
- 受講修了者には**兵庫県防災監名の修了証**を発行

| | プログラムのねらい | 時間 | 内容（予定） |
|--------|------------------------------------|------|--|
| プログラム1 | DVD視聴 別府市での実践事例 | 20分 | |
| プログラム2 | 社会モデルとして障害を考える・災害と防災リテラシーの基礎を身に付ける | 80分 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 障害の社会モデル ■ 防災リテラシーとハザード ■ 専門職による個別支援計画作成の必要性・計画作成の手順 ■ 多職種間連携とエンパワメント |
| プログラム3 | 個別支援計画作成のための当事者アセスメントする | 80分 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 災害による日常生活への影響 ■ 当事者への防災力アセスメント演習 ■ 個別支援計画の素案作成演習 |
| プログラム4 | 個別支援計画作成のための調整会議（ケース会議）を模擬的に体感する | 120分 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 調整会議（ケース会議）の意義 ■ エコマップの作成演習 ■ 個別支援計画の作成演習 ■ 全体発表 |

自主防災組織対象福祉理解研修

- 計画作成の対象者が居住する**自主防災組織及び当該地区住民**が対象
- 障害者の疑似体験等を通じて**福祉や避難支援の重要性**に対する理解を促進

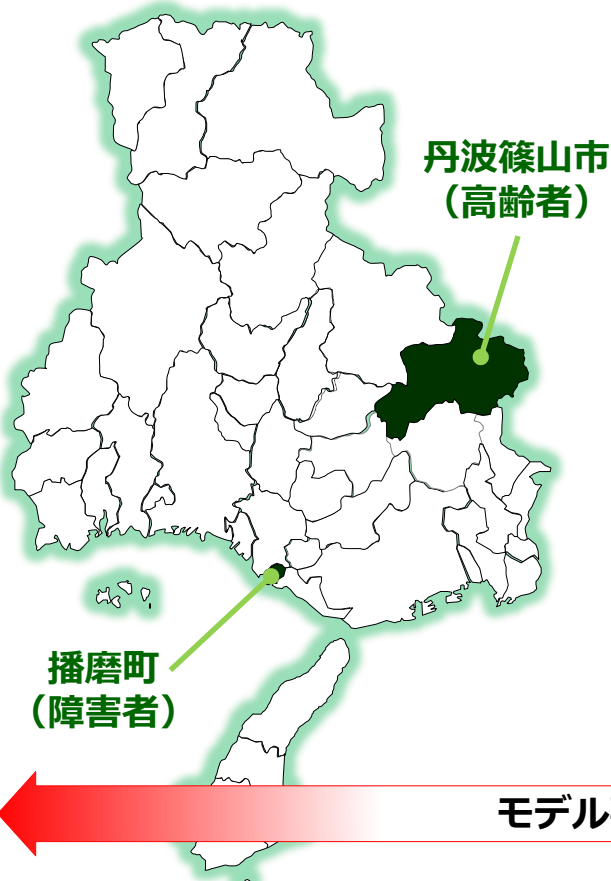
研修プログラム例

2時間程度（各市町が工夫を凝らして内容を設定）

| | 障害者福祉理解研修〔播磨町実施例〕 | | 高齢者福祉理解研修〔丹波篠山市実施例〕 | |
|--------|-------------------|--|----------------------|---|
| | 講義名 | 担当者（例） | 講義名 | 担当者（例） |
| プログラム① | 開会挨拶 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 市町危機管理課 ■ 自主防災組織・自治会代表 | 開会挨拶 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 市町危機管理課 ■ 自主防災組織・自治会代表 |
| プログラム② | 研修概要説明 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 市町危機管理課・福祉課 | 研修概要説明 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 市町危機管理課・福祉課 |
| プログラム③ | 健康体操 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 市町健康課 | 災害の理解 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 市町危機管理課 |
| プログラム④ | 声掛け誘導体験 （障害体験） | <ul style="list-style-type: none"> ■ 市町危機管理・福祉課 3人1組（アイマスク、耳栓、発話禁止マスク）で給水所に移動し、紙コップに水を注いで飲む演習にチャレンジ | 要支援者名簿の管理と活用 （寸劇） | <ul style="list-style-type: none"> ■ 市町危機管理課・福祉課 |
| | | | 車椅子操作と乗車体験 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 市町福祉課、施設職員 |
| プログラム⑤ | 障害者福祉 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 市町福祉課、施設職員 | 発災時の持出物品の確認 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 市町危機管理課 |
| プログラム⑥ | ふりかえり | <ul style="list-style-type: none"> ■ 参加者全員 | ふりかえり | <ul style="list-style-type: none"> ■ 参加者全員 |
| プログラム⑦ | 閉会挨拶 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 市町福祉課 | 閉会挨拶 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 市町福祉課 |

平成30年度

2 市町

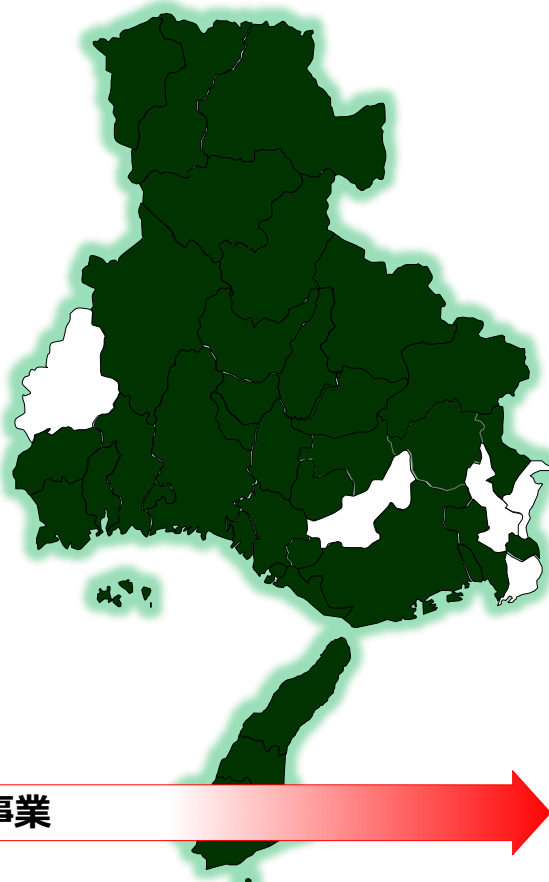


モデル事業

- 財源（県10/10）③4,764千円 ①19,148千円
- 計画作成報酬7,000円/件
- その他、連携体制構築経費を支援

令和元年度

36 市町



令和2年度

41 市町



一般施策

- 財源（県1/2、市町1/2）
②14,663千円
- 計画作成報酬7,000円/件

10 モデル事業に対する評価

| | モデル事業に対する評価 | 今後の方針等に関する意見・考え方 |
|--------|--|---|
| 国 | <ul style="list-style-type: none">● 個別支援計画の法定化を含め、兵庫県の取組を検討したい。〔内閣府〕● 福祉専門職の関与等を通じた個別支援計画の策定促進を検討する。〔内閣府〕 | <ul style="list-style-type: none">● 内閣府・厚労省の課室長級のワーキング会議で兵庫県や別府市の取組等を議論● 中央防災会議に部会を設置し、兵庫県の取組等を参考に避難支援体制について検討 |
| 県・市町議会 | <ul style="list-style-type: none">● 全ての個別支援計画を自主防災組織が単独で作成するのは困難であり、福祉専門職が主導するモデル事業の仕組みは有効だ。 | <ul style="list-style-type: none">● 地方議会協議会（県・市町議会議長等で構成）で事業の有効性を確認● 県・市町議会として全国的制度化を要望 |
| 県内市町 | <ul style="list-style-type: none">● 計画作成過程で地域の結束が高まり、平常時の見守り強化にも繋がった。● 高齢者・障害者自身の防災意識の向上（自助の強化）に繋がった。 | <ul style="list-style-type: none">● 令和2年度以降も事業の継続を希望● 保健師や看護師とのネットワークを広げて勉強会を実施予定 |
| 自主防災組織 | <ul style="list-style-type: none">● 福祉専門職の支援がなければ、寝室から外に出す方法すら分からなかった。● 実効性のある計画を作成でき、避難訓練を通じて自分たちにも支援が可能であることを実感できた。 | <ul style="list-style-type: none">● 対象者を広げての取組継続を希望（同一地区内での横展開等） |
| 福祉専門職 | <ul style="list-style-type: none">● 地域住民と留意事項を共有し、災害時の支援体制を構築できた。● 普段からの声掛けの実践に繋がった。 | <ul style="list-style-type: none">● <u>一定の職務経験がある福祉専門職であれば研修の受講により十分対応が可能</u>● 標準作業プロセスの見直し等により、負担感を減らす工夫を検討 |

令和2年度事業（一般施策化）

内容

1 モデル事業から県・市町の一般施策化へ（全市町を対象に実施）

✎ 全国制度化が実現するまでの経過措置と位置付け

2 補助対象は、計画作成1件あたり7,000円（県1/2、市町1/2）

✎ 計画更新の場合も7,000円/件（避難支援方法の見直し等、大幅な変更に限る）

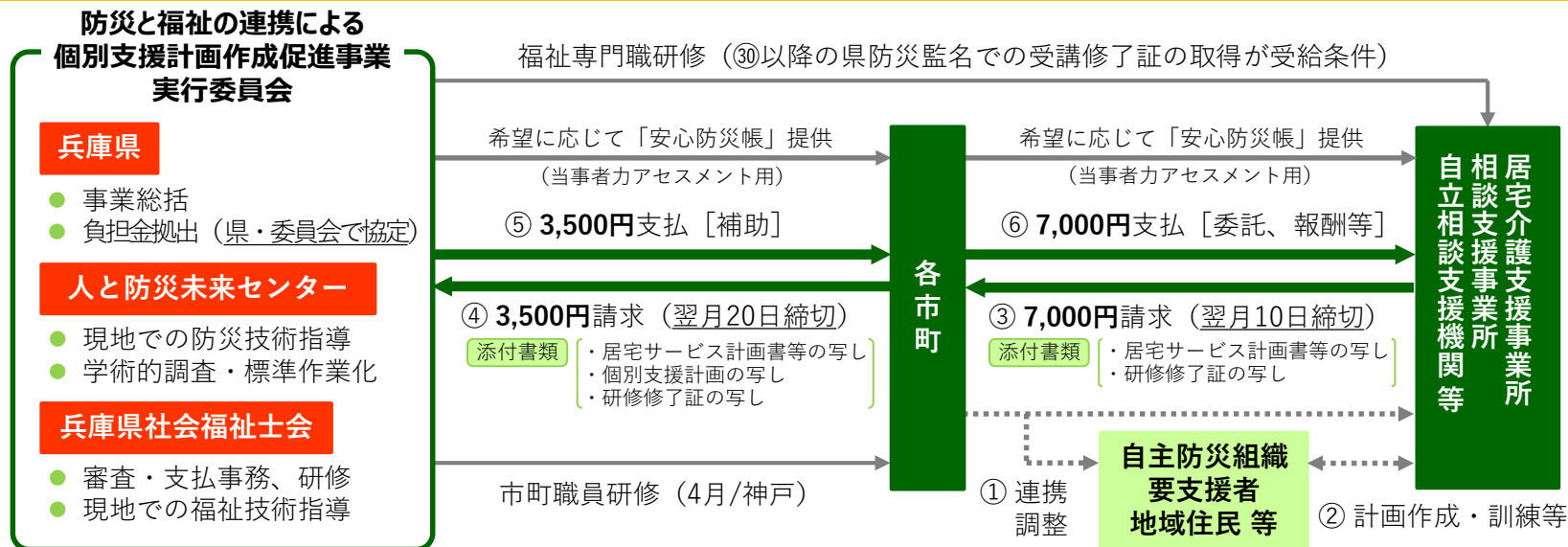
3 福祉専門職防災対応力向上研修を実施（県内10箇所、4月～順次：下期にも配置）

✎ 修了者に兵庫県防災監名での受講証を発行（報酬受給の条件）

4 災害リスクの高い地域に居住する要介護度の高い独居高齢者・重度障害者等を優先

サービスを利用している高齢者・障害者の避難のための個別支援計画を、全てこの方式で作成するわけではない
（家族や自主防災組織（自治会）のみで作成するケースもあり）

実施方式



12 兵庫県から国への提案

○住民の避難行動の向上

- ・高齢者や障害者等の避難行動要支援者に関する個別計画の作成について、**災害対策基本法上の法定事項として規定**すること
- ・介護支援専門員及び相談支援専門員が行う個別計画の作成について、**介護保険法や障害者総合支援法等の法律上の職務として位置付けるとともに、報酬加算を創設**すること

【提案の背景】

- ・個別計画の作成は内閣府の取組指針で示されているが、法的拘束力がないため、全国的に作成が進んでいない。(法定事項:避難行動要支援者名簿の作成と地域への提供)
- ・高齢者や障害者等の円滑な避難支援のためには、個別計画が不可欠であることから、法定事項として規定すべきである。
- ・現状では、介護支援専門員(ケアマネジャー)や相談支援専門員に対して、ボランティアで個別計画作成への協力を求めることとなるため、報酬加算が必要である。

13 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルスの感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」を推進

- I 感染拡大を予防する「日常生活」(ライフスタイル)
- II 感染拡大を予防する「働き方」(ワークスタイル)
- III **自然災害と感染症との「複合災害」への備え(災害文化)**
 - 1 **「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営がトライ」**の活用
 - 2 複合災害に対応するための**事前準備**
 - ・避難場所や避難所の確認や避難所での対応等について事前に準備
 - ・避難判断にあたって「マイ避難カード」や「ひょうご防災ネット」アプリを活用

新型コロナウイルスの感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」

兵庫の新たな生活様式「ひょうごスタイル」を取り入れ、新型コロナウイルス感染拡大予防にご協力をお願いします

R2.9.17版

I 感染拡大を予防する「日常生活」(ライフスタイル)

1 ウイルスとの共存を意識した生活習慣

- (1)「3密」(密閉・密集・密接)の回避
- (2)身体的距離(ソーシャルディスタンス)の確保(できるだけ2m、最低1m)
- (3)マスクの着用(※)、咳エチケットの徹底
- (4)手洗い・手指消毒(手洗いは30秒程度、石けん・消毒薬の利用)
- (5)体温測定・健康チェック(熱や風邪の症状がある時は自宅で療養)
- (6)発症時やクラスター発生時に備え、いつ誰とどこで会ったかを記録



※夏場は熱中症リスクを考慮し、屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合は、マスクをはずす。

2 日常生活の各場面別の行動スタイル

| | |
|-------------|---|
| (1)買い物 | <input type="checkbox"/> 通販、電子決済の利用 <input type="checkbox"/> 展示品への接触は控える <input type="checkbox"/> レジに並ぶときは、前後にスペース <input type="checkbox"/> 計画を立て、1人又は少人数ですいた時間に素早く済ます |
| (2)公共交通機関 | <input type="checkbox"/> 会話は控えめに <input type="checkbox"/> 混んでいる時間帯を避ける <input type="checkbox"/> 徒歩や自転車も併用する |
| (3)食事 | <input type="checkbox"/> 持ち帰りや出前、デリバリーも利用 <input type="checkbox"/> お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避ける <input type="checkbox"/> 対面ではなく、横並びで座る <input type="checkbox"/> 会話は控えめに <input type="checkbox"/> 大皿は避け、料理は個々に <input type="checkbox"/> 会食・飲み会は感染防止策を十分に |
| (4)娯楽・スポーツ等 | <input type="checkbox"/> 公園はすいている時間、場所を選ぶ <input type="checkbox"/> 筋トレやヨガは自宅で動画を活用 <input type="checkbox"/> ジョギングは少人数で <input type="checkbox"/> すれ違うときは距離をとる <input type="checkbox"/> 予約制を利用する <input type="checkbox"/> 歌や応援は、十分な距離の確保がオンラインで |
| (5)イベント等 | <input type="checkbox"/> 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない <input type="checkbox"/> 接触確認アプリ・追跡システムの利用を |

II 感染拡大を予防する「働き方」(ワークスタイル)

- 在宅勤務(テレワーク)、ローテーション勤務、時差出勤の推進 会議はオンラインで
- 対面での打合せは換気とマスクを 発熱など体調不良の従業員の出勤を停止 職場での「3密」防止

III 自然災害と感染症との「複合災害」への備え(災害文化)

1 「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」の活用

2 複合災害に対応するための事前準備

- ・自然災害と感染症との「複合災害」に備え、避難場所・避難所の確認や避難所での対応等について、事前に準備
- ・避難判断にあたっては、「マイ避難カード」や「ひょうご防災ネット」アプリを活用

14 新型ｺﾛﾅに対応した避難所運営ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ①

<ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝの特徴>

- ﾀｲﾑﾗｲﾝ形式**で市町の実施事項・留意点を整理
- 避難所対策**だけでなく**避難対策**を推進（分散避難の推奨等）

<対策の目標>

- 避難所で**集団感染（クラスター）**を発生させない
- 避難所での感染を恐れて**避難行動・安全確保行動**をとらず、**犠牲になることを防ぐ**

[フェーズ0：事前準備]

- ①感染症対策を考慮した**収容人員**の確認（1人約6.7㎡以上）
- ②十分な**避難所数**の確保（民間の福利厚生施設、ホテル等）
- ③体調不良者等を分離した**別室の専用スペース**又は**専用避難所**の確保（発熱等の症状者、濃厚接触者、**要支援者**等）
- ④**物資や衛生資材**などの必要数の把握及び事前準備
- ⑤適切な避難所運営を行うための**体制の構築**
- ⑥**住民への事前周知**

15 新型ｺﾛﾅに対応した避難所運営がﾄﾞﾗｲﾝ②

[フェーズ1：避難]

- ① **適切な避難先**の提示（指定避難所・福祉避難所のほか、在宅避難・親戚・知人宅・ホテル・旅館等）
 - * **要支援者のホテル等への避難**に対する支援策を検討中
- ② **避難情報発令時の留意事項**（食料持参・マスク着用等）

[フェーズ2：避難所開設・受入れ・運営]

- ① **開設**（スタッフの健康チェック・レイアウト、衛生資材の配置等）
- ② 避難者の**受入れ**（健康チェック窓口、問診票、適切な誘導等）
- ③ **避難所運営**（手洗い・うがい・換気・検温等の健康チェック、保健所との連携等）
- ④ **在宅避難者等の健康管理**（在宅避難、テント避難、車中泊等の避難者への支援）

[フェーズ3：避難所解消]

- ・ 避難スペースの**清掃・消毒**等

